

参考資料

令和4年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 98 号	堺市個人情報の保護に関する法律施行条例	1
議案第 99 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第 100 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	45
議案第 101 号	堺市立町家歴史館条例の一部を改正する条例	47
議案第 102 号	堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	61

<議案第98号 堺市個人情報の保護に関する法律施行条例>

堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>堺市個人情報保護条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第4条）</u></p> <p><u>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第5条—第11条）</u></p> <p><u>第3章 個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第1節 開示（第12条—第22条）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第2節 訂正、削除及び中止（第23条—第31条）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第3節 審査請求等（第31条の2—第45条）</u></p> <p><u>第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第46条—第49条の2）</u></p> <p><u>第5章 補則（第50条—第55条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第56条—第62条）</u></p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第1章 総則</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除及び中止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>堺市個人情報の保護に関する法律施行条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。</u></p>

取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、市政の公正で適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

(4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第14条第2号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(7) 公文書 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。

(8) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去及び出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文書を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他これらに類する処理を除く。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者

派遣契約に基づき実施機関に派遣された派遣労働者（以下単に「派遣労働者」という。）又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

（個人情報取扱事務の届出）

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合における変更事項についても、また、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の主な収集先

（個人情報取扱事務の届出）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合における変更事項についても、また、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の主な収集先

(7) 個人情報の目的外の利用及び提供の状況

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に関する事務

(2) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務

(3) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務

(4) 物品若しくは金銭を送付し、若しくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(7) 個人情報の目的外の利用及び提供の状況

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に関する事務

(2) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務

(3) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務

(4) 物品若しくは金銭を送付し、若しくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失その他の事由により、本人から収集することが困難であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 他の実施機関から提供を受けるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が個人情報保護審議会（第35条第1項に規定するものをいう。以下この章において同じ。）の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

(2) 病歴その他心身に関する個人情報

(3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条及び第25条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は他の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠なものであり、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、他のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該情報の提供を受けるものに対して、その使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない

い。

(特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 実施機関は、定められた事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条及び第25条の2において同じ。）を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、定められた事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第7条の3 実施機関は、定められた事務の目的の範囲を超えて、情報提供等記録を利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第7条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場
合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(適正管理)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な
範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努
めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人

情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料として保存する必要があると認められるものについては、この限りでない。

(電子計算機処理に関する制限)

第9条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理をしようとするときは、記録項目その他個人情報の保護に関する事項について、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。ただし、個人情報の一時的又は専ら試験的な電子計算機処理その他規則で定める電子計算機処理をするときは、この限りでない。

2 前項の規定は、個人情報の電子計算機処理に係る記録項目その他個人情報の保護に関する事項について重要な変更をしようとする場合について準用する。

3 実施機関は、第6条第3項各号に規定する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

(電子計算機の結合の制限)

第10条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理について、国、他の地方公共団体その他の者との間で通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するとき（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせるときを含む。）は、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から前項の処理の委託を受けたもの（指定管理者を含む。）は、当該委託を受けた事務（公の施設の管理に係る業務を含む。以下「受託事務」という。）について、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。実施機関の承認を得て、当該委託を受けたものから受託事務の全部又は一部の再委託を受けたものについても、また同様とする。

3 受託事務（前項後段の再委託に係るものを含む。以下同じ。）に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求

第1節 開示

（開示の請求）

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）その他規則で定める者（次条及び第14条においてこれらを「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、本人が15歳以上の未成年者の場合において、当該本人が反対の意思表示をしたときは、この限りでない。

（開示請求の手続）

第13条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（第5項において「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関の定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求をしようとする者に対し、当該開示請求に係る個人情報の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 開示請求をしようとする者は、実施機関が個人情報の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。

5 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第14条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を

開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（当該開示請求者が代理人の場合は、本人をいう。次号、次条第2項及び第21条第1項において同じ。）以外の者に関する個人情報であって、開示請求者に開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの
- (2) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
- (4) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務若しくはこれと同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは

不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であつて、開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする
と認められるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であつて、開示することにより、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ 調査研究に係る事務に関する情報であつて、開示することにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

エ 人事管理に係る事務に関する情報であつて、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

(7) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人により開示請求がなされ

た情報であって、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの

(8) 法令等の規定により開示することができないと認められる情報
(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報に係る部分以外の部分について開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第1号に規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(簡易な手続による開示請求)

第16条 開示請求があったときには直ちに開示する旨を実施機関があらかじめ決定した個人情報については、第13条第1項の規定にかかわらず、当該実施機関が定めた簡易な手続により開示請求をすることができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに、その旨を第35条第1項に規定する個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項の規定により発する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、当該個人情報が開示情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて

付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内になければならない。ただし、第13条第5項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項本文に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る個人情報

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付(同項の行政機関等が定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内になければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個

のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの部分について開示決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第14条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第18条第1項の決定（以下この条及び第34条において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見

個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第32条第2号及び第33条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第22条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書、図画、写真又はフィルムに記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により閲覧に供し、又は写しを交付する場合において、当該個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

第2節 訂正、削除及び中止

（訂正及び利用停止の請求）

第7条 法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報（市長が別に定めるものを除く。）については、その内容が事実でないと思料する場合にあっては同項の規定による訂正の請求の例により、法第98条第1項各号のいずれかに該当すると

(訂正の請求)

第23条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報について、当該個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

(削除の請求)

第24条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報について、当該個人情報が第6条の規定に違反して収集したものであると思料するときは、その削除を請求することができる。

(中止の請求)

第25条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報について、当該個人情報が第7条の規定に違反して利用し、又は提供されていると思料するときは、その中止を請求することができる。

(特定個人情報の利用の中止等の請求)

第25条の2 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録されている自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求する

思料する場合にあっては同項の規定による利用停止の請求の例により、実施機関に対してその訂正又は利用停止の請求をすることができる。

ことができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。当該特定個人情報の利用の中止又は削除

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき。当該特定個人情報の提供の中止

（準用）

第26条 第12条第2項及び第17条の規定は、第23条の規定による訂正の請求、第24条の規定による削除の請求、第25条の規定による中止の請求及び前条の規定による利用の中止等の請求（以下「訂正請求等」という。）について準用する。

（訂正請求等の手続）

第27条 訂正請求等をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（第4項において「訂正等請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 訂正請求等をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求等に係る個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求等の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明又は疎明できる資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第13条第2項から第4項までの規定は、訂正請求等をしようとする者について準用する。

4 実施機関は、訂正等請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求等をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（個人情報の訂正等の義務）

第28条 実施機関は、訂正請求等があった場合は、必要な調査を行い、第23条の訂正、第24条の削除、第25条の中止又は第25条の2に規定する特定個人情報の利用の中止等（以下これらを「訂正等」という。）をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該個人情報の訂正等を行わなければならない。

（訂正請求等に対する決定等）

第29条 実施機関は、訂正請求等に係る個人情報の全部又は一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等請求者に対し、その旨及び当該訂正等の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求等に係る個人情報の全部の訂正等を行わないと

き（第26条において準用する第17条の規定により訂正請求等を拒否するとき、及び訂正請求等に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、訂正等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求等に係る個人情報の全部又は一部の訂正等をしないときは、訂正等請求者に対し、当該各項の規定により発する書面にその理由を示さなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をした場合において、必要があると認めるときは、当該実施機関が当該訂正請求等に係る個人情報を提供したものに対し、訂正等の内容を通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第30条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求等があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、第27条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項本文に規定する期間内に訂正決定等をすることができないときは、当該期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第31条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、訂正決定等に特に長

（訂正決定等の期限）

第8条 訂正決定等は、訂正請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第9条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき

期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項本文に規定する期間内に、訂正等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

は、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限
(利用停止決定等の期限)

第10条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第11条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

第3節 審査請求等
(審査請求)

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第12条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

第31条の2 開示決定等、訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求等における不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審議会への諮問）

第32条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、第35条第1項に規定する審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に係る裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正等を行うこととするとき。

2 実施機関は、審査請求があった日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第33条 前条の規定による諮問（以下単に「諮問」という。）をした実施機関（第39条において「諮問実施機関」という。）は、次に掲

げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。）

(2) 開示請求者及び訂正等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第34条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（個人情報保護審議会）

第35条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、実施機関の諮問に応じて個人情報保護制度に係る重要事項を調査審議するため、堺市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（個人情報保護審議会）

第13条 次に掲げる事務を行うため、堺市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項又は堺市議会個人情報保護に関する条例（令和4年条例第 号。以下「議会個

2 審議会は、必要があると認めるときは、個人情報保護制度の運営に係る事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第36条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

個人情報保護条例」という。)第46条第1項の規定による諮問(第17条及び第23条において単に「諮問」という。)に応じ、調査審議すること。

(2) 次項又は議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、審議すること。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

3 審議会は、必要があると認めるときは、個人情報保護制度の運営に係る事項について、実施機関及び議会に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第14条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 委員に支給する報酬の額は、出席1日につき13,500円とする。

(部会)

第37条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(組織及び運営に関する委任)

第38条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(審議会の調査権限)

第39条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人情報が記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 委員に支給する報酬の額は、日額13,500円とする。

(部会)

第15条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(組織及び運営に関する委任)

第16条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(審議会の調査権限)

第17条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関並びに議会及び本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下これらを「諮問実施機関」という。）に対し、諮問に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができ

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第40条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人又は参加人は、前項本文の規定により意見の陳述の機会を与えられたときは、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第41条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第42条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第39条第1項前段の規定により提示された公文書について閲覧（当該公文書が電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項の規定により調査をさせ、又は第40

る。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第18条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人又は参加人は、前項本文の規定により意見の陳述の機会を与えられたときは、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第19条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第20条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第17条第1項前段の規定により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合にあつては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項の規定により

条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第43条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

(調査審議手続の非公開)

第44条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第45条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の責務)

第46条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者に対する支援)

調査をさせ、又は第18条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第21条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

(調査審議手続の非公開)

第22条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第23条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第47条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう、事業者に対し指導及び助言を行うとともに、意識の啓発その他個人情報の適正な取扱いの確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第48条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があったときは、適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の場合において、市長は、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(出資法人等の個人情報の保護)

第49条 本市が出資その他財政支出等を行っている法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）であって、実施機関が定めるもの（以下この条及び次条において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、所管する出資法人等に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(指定管理者の個人情報の保護)

第49条の2 指定管理者（出資法人等を除く。）は、この条例の趣旨

にのっとり、受託事務に係る個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、所管する指定管理者に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

第5章 補則

(他の制度との調整)

第50条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(2) 統計法第52条第1項に規定する個人情報

(3) 本市の図書館その他図書、資料等（以下この号において「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 第12条から第22条までの規定は、法令等（情報公開条例を除く。）その他の規程に定めるところにより、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている個人情報（特定個人情報を除く。）については、適用しない。

3 第23条から第31条までの規定は、法令等その他の規程により、自己に関する個人情報の訂正等を行うことができる場合においては、適用しない。

(費用の負担)

第51条 この条例の規定に基づく請求に係る手数料は、徴収しない。

2 第22条第1項の規定により写しの交付（同条の実施機関が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情処理)

第52条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第53条 市長は、個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(運用状況の公表)

第54条 市長は、毎年度、各実施機関に係るこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第55条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

第56条 実施機関の職員若しくは職員であった者、派遣労働者若しくは派遣労働者であった者又は受託事務に従事している者若しくは従事

(委任)

第24条 法及びこの条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第57条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第58条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第59条 第36条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第60条 第56条から前条までの規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第61条 受託事務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しく

（罰則）

第25条 第14条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、本市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

は管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第56条及び第57条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第62条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第35条から第38条までの規定は、平成15年1月1日から施行する。

(堺市電子計算組織の運営に関する条例の廃止)

2 堺市電子計算組織の運営に関する条例（昭和55年条例第10号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に開始されている個人情報取扱事務（実施機関に係るものに限る。）で、改正前の堺市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による届出がなされているものについては、改正後の堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定による届出がなされた個人情報取扱事務とみなす。

3 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報取扱事務については、第5条第1項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」と読み替えて同項の規定を適用する。

4 第7条第1項第6号又は第10条第2号の規定の適用については、実施機関が、この条例の施行前に、それぞれ、旧条例第6条第2項又は第7条第2項の規定により旧条例に規定する堺市電子計算組織運営審議会（以下次項において「旧審議会」という。）の意見を聴いたときは、第7条第1項第6号又は第10条第2号の規定により審議会の意見を聴いたものとみなす。

5 第9条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、実施機関がこの条例の施行前に旧条例第11条第2項の規定により旧審議会が調査審議した事項については、適用しない。

6 この条例の施行の際現になされている旧条例第9条の規定に基づく本人開示の請求若しくは訂正の申出又は情報公開条例による改正前の堺市公文書公開条例（平成2年条例第19号。以下「旧公文書公開条例」という。）第12条第1項に規定する本人開示の請求（次項において「本人開示請求」という。）若しくは第13条第1項の規定による訂正の請求は、それぞれこの条例第12条第1項の規定による本人開示の請求又は第23条の規定による訂正の請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項に規定する実施機関の職員若しくは職員であった者、同条第3項に規定する派遣労働者若しくは派遣労働者であった者又は旧条例第11条第3項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者に係る旧条例第3条第2項及び第3項並びに第11条第3項の規定に基づく義務については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第12条又は第23条から第25条の2までの規定に基づきなされている旧個人情報（旧条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。）等の開示、訂正、削除及び中止の請求については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧条例第35条第1項の規定により置かれている堺市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員に委嘱されている者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第14条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該審議会の委員としての任期は、旧審議会における委員の残任期間とする。

7 この条例の施行の際現になされている本人開示請求に対する全部又は一部を不開示とする旨の決定を不服としてなした行政不服審査法の規定に基づく不服申立てで、旧公文書公開条例第15条第1項の答申を得ていないものについては、実施機関は、第35条第1項の堺市個人情報保護審議会の答申を得て、かつ、これを尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、第1項本文の規定により規則で定める日前に旧条例又は旧公文書公開条例（本人開示及び訂正の請求に関するものに限る。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりした行為とみなす。

（美原町の編入に伴う経過措置）

9 美原町の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧美原町情報公開条例（平成11年美原町条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりなされたものとみなす。

10 美原町の編入の際、現に同町が行っている個人情報取扱事務については、本市においてこれに相当する事務がある場合を除き、第5条第1項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、美原町の編入の日以後速やかに」と読み替えて

7 施行日前に旧条例第32条第1項の規定により旧審議会に対してなされた諮問であって、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないもの及びこれに係る旧条例の規定に基づきなされた調査、審議その他の手続については、法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により審議会に対してなされた諮問及びこれに係る新条例又は議会個人情報保護条例の相当規定に基づきなされた調査、審議その他の手続とみなす。

8 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第36条第4項の規定に基づく義務については、なお従前の例による。

9 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

10 前項の規定は、本市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

同項の規定を適用する。

1 1 編入日前に旧美原町電子計算機に係る個人情報の保護に関する規則（昭和63年美原町規則第13号。次項において「旧美原町規則」という。）の規定によりなされた電子計算機による個人情報の処理に係る手続は、この条例中これに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりなされたものとみなす。

1 2 編入日前に旧美原町規則の規定に基づき電子計算機により処理していた個人情報で、引き続き編入日以後も電子計算機により処理すべきものについては、第9条第1項の規定は、適用しない。

（堺市高石市消防組合の解散及び堺市消防局の設置に伴う経過措置）

1 3 平成20年10月1日前に旧堺市高石市消防組合個人情報保護条例（平成15年堺市高石市消防組合条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（地方独立行政法人の成立に伴う経過措置）

1 4 本市が設立した地方独立行政法人の成立の際現になされている開示請求、訂正請求等（当該地方独立行政法人が実施機関から引き継いだ個人情報に係るものに限る。）は、当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求等とみなす。

1 5 前項に規定するもののほか、本市が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（当該地方独立行政法人が実施機関から引き継いだ個人情報に係るも

のに限る。)は、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い、又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（個人情報の<u>収集及び提供</u>）</p> <p>第13条 <u>堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）第2条第4号</u>に規定する実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、本人又は本人以外の者から必要な個人情報（<u>同条第1号</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を<u>収集することができる</u>。</p> <p>2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により<u>収集した個人情報</u>を大阪府警察本部長に提供するものとする。</p>	<p>（個人情報の<u>取得等</u>）</p> <p>第13条 <u>堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第2条第2項</u>に規定する実施機関（<u>議会を含む。以下同じ。</u>）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、本人又は本人以外の者から必要な個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を<u>取得し、及び保有する</u>ことができる。</p> <p>2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により<u>取得し、及び保有した個人情報</u>を大阪府警察本部長に提供するものとする。</p>

< 議案第99号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 >
 堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係） 1 市長の附属機関				別表（第2条、第3条、第4条関係） 1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
堺市PFI事業検討委員会	(略)			堺市PFI事業検討委員会	(略)		
(新設)				堺市榎・美木多駅前再編整備に係る公共施設用地活用事業者選定委員会	榎・美木多駅前再編整備における公共施設用地の活用に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
(略)				(略)			
堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会	文化観光局が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定についての審議及び審査に関する事務	9人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで	堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会	文化観光局が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定についての審議及び審査に関する事務	14人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで
(略)				(略)			
堺市大和川自転車賑わい拠点整備事業者選定委員会	(略)			堺市大和川自転車賑わい拠点整備事業者選定委員会	(略)		

<p>(新設)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1196 268 1368 847"> <p>堺市水賀池公園活用等事業者等選定委員会</p> </td> <td data-bbox="1368 268 1619 847"> <p>水賀池公園において公募対象公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項に規定するものをいう。）の設置等を行わせる事業者及び公園施設等の管理を行わせる指定管理者の候補者並びに水賀池公園の市有地活用事業に係る事業者の選定に関する事項についての審議及び審査に関する事務</p> </td> <td data-bbox="1619 268 1792 847"> <p>5人以内</p> </td> <td data-bbox="1792 268 1966 847"> <p>委嘱され、又は任命された日から事業者等が選定される日まで</p> </td> </tr> </table>	<p>堺市水賀池公園活用等事業者等選定委員会</p>	<p>水賀池公園において公募対象公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項に規定するものをいう。）の設置等を行わせる事業者及び公園施設等の管理を行わせる指定管理者の候補者並びに水賀池公園の市有地活用事業に係る事業者の選定に関する事項についての審議及び審査に関する事務</p>	<p>5人以内</p>	<p>委嘱され、又は任命された日から事業者等が選定される日まで</p>
<p>堺市水賀池公園活用等事業者等選定委員会</p>	<p>水賀池公園において公募対象公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項に規定するものをいう。）の設置等を行わせる事業者及び公園施設等の管理を行わせる指定管理者の候補者並びに水賀池公園の市有地活用事業に係る事業者の選定に関する事項についての審議及び審査に関する事務</p>	<p>5人以内</p>	<p>委嘱され、又は任命された日から事業者等が選定される日まで</p>		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>				
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>				

<議案第100号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（住民基本台帳法関係手数料）</p> <p>第3条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この条において「法」という。）に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 法第20条の規定に基づく戸籍の附票の写し及び法第21条の3の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 1通 300円</p>	<p>（住民基本台帳法関係手数料）</p> <p>第3条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この条において「法」という。）に基づく証明等に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 法第20条の規定に基づく戸籍の附票の写し及び法第21条の3の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 1通 300円 <u>（端末機による申請に基づく交付にあつては、150円）</u></p>

<議案第101号 堺市立町家歴史館条例の一部を改正する条例>

堺市立町家歴史館条例（平成21年条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（事業）</p> <p>第3条 <u>歴史館においては</u>、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、歴史館の設置目的を達成するために<u>必要な事業</u></p> <p>新設</p> <p>（入館料の減免）</p> <p><u>第5条</u> （略）</p> <p>（入館料の不還付）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p>新設</p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 歴史館は、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、歴史館の設置目的を達成するために<u>市長が必要と認める事業</u></p> <p><u>（特別利用の許可等）</u></p> <p><u>第5条 歴史館の資料等の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</u></p> <p>（入館料の減免）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p>（入館料の不還付）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p> <p><u>（使用の許可）</u></p> <p><u>第8条 町家歴史館山口家住宅（主屋、西土蔵及び北土蔵に限る。以下</u></p>

新設

「対象施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象施設の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。

3 市長は、対象施設の使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

（使用期間）

第9条 対象施設を連続して使用することができる期間は、次のとおりとする。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、こ

新設	<u>の限りでない。</u>
	<u>(1) 主屋 1日</u>
	<u>(2) 西土蔵及び北土蔵 14日</u>
	<u>(使用権の譲渡等の禁止)</u>
	<u>第10条 対象施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。</u>
新設	<u>(使用の許可の取消し等)</u>
	<u>第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。</u>
	<u>(1) 第8条第2項各号のいずれかに該当したとき。</u>
	<u>(2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。</u>
	<u>(3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。</u>
	<u>2 前項の規定による使用の許可の取消し、使用の制限若しくは停止又は退館によって使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</u>
新設	<u>(特別の設備の設置)</u>
	<u>第12条 使用者は、対象施設の使用に当たって、特別の設備を設けよ</u>

新設

うとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、対象施設の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。

3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

4 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の管理義務)

第13条 使用者は、使用期間中その使用に係る建物、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 使用の許可に係る建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したとき。

(2) 使用の許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。

(3) 使用の許可の期限までに前条第1項又は第2項の規定により設けた設備を撤去しないとき。

(原状回復義務)

新設

新設

第14条 使用者は、対象施設の使用を終了したとき、又は第11条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した建物、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。

2 第12条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

(使用料等)

第15条 使用者は、別表第3に定める額の範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、市長が定める使用料を前納して附属設備を使用することができる。

3 前2項の使用料は、市長において特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

4 第6条及び第7条の規定は、使用料について準用する。

(保証金)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金の額は、使用の態様又は種別に応じて、その都度市長が定める。

新設

(入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、歴史館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げる者のほか、歴史館の管理上支障があると認められる者

(禁止行為)

第8条 (略)

(損害の賠償)

第9条 歴史館の建物、附属設備その他器具備品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 保証金は、使用の終了後、使用者に還付する。ただし、未納の使用料、賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した額を還付する。

4 保証金には、利子を付けない。

(入館の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、歴史館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、歴史館の管理上支障があると認められる者

(禁止行為)

第18条 (略)

(損害の賠償)

第19条 歴史館の建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

新設	<p><u>(資料等の寄贈又は寄託)</u></p> <p><u>第20条 市長は、歴史館の運営上必要があると認めるときは、資料等の寄贈又は寄託を受けることができる。</u></p> <p><u>2 寄託を受けた資料等が天災その他不可抗力によって滅失し、又は損傷したときは、本市はその責めを負わない。</u></p>
新設	<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第21条 市長は、歴史館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に歴史館の管理を行わせることができる。</u></p>
新設	<p><u>(指定管理者に行わせる業務の範囲)</u></p> <p><u>第22条 前条の規定により指定管理者に歴史館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 使用の許可その他の歴史館の運営に関する業務（第5条に規定する特別利用の許可を除く。）</u></p> <p><u>(2) 第3条各号に掲げる事業の実施等に関する業務</u></p> <p><u>(3) 歴史館の建物、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、歴史館の運営上、市長が必要と認め</u></p>

新設

る業務

(指定管理者の指定の手続)

第23条 市長は、第21条の規定により指定管理者に歴史館の管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。

(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。

(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。

(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。

新設	<p><u>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。</u></p> <p><u>(6) 管理経費の縮減が図られること。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件</u> <u>(公告)</u></p>
新設	<p><u>第24条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第26条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。</u></p> <p><u>(報告、調査及び指示)</u></p>
新設	<p><u>第25条 市長は、歴史館の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>(指定の取消し等)</u></p>
	<p><u>第26条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により歴史館の管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを</u></p>

新設

負わない。

(利用料金)

第27条 市長は、歴史館の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 歴史館の利用をしようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

新設

第28条 歴史館の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可等は、第8条、第9条及び第11条の規定の例により行うこと。

(2) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宣等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。

(3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

（指定管理者に係る損害の賠償）

第29条 指定管理者は、故意又は過失により歴史館の建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復

(委任)

第10条 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	文化財の区分
(略)		
町家歴史館清学院	堺市堺区北旅籠町西1丁	国登録有形文化財

別表第2 (第4条関係)

区分	入館料 (1人1回につき)
(略)	
町家歴史館清学院	300円

し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第30条 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	文化財の区分
(略)		
町家歴史館清学院	堺市堺区北旅籠町西1丁	国登録有形文化財
町家歴史館井上関右衛門家住宅	堺市堺区北旅籠町西1丁	堺市指定有形文化財

別表第2 (第4条、第27条関係)

区分	入館料 (1人1回につき)
(略)	
町家歴史館清学院	300円
町家歴史館井上関右衛門家住宅	600円

別表第3 (第15条、第27条関係)

区分	単位	使用料
主屋	1時間	15,940円
西土蔵	全日	3,090円
北土蔵	全日	4,190円

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、この表に定める使用料の5割以内において市長が定める額を当該使用料に加算する。
- 2 西土蔵及び北土蔵にあつては、冷暖房装置を使用するときは、この表に定める使用料の2割以内において市長が定める額を当該使用料に加算する。
- 3 許可を得て、規則で定める開館時間（当該開館時間とは別に、対象施設を使用できる時間を定める場合は、当該使用できる時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、この表に定める使用料（前2項の規定を適用する場合にあつては、これらの規定により算定した加算額を当該使用料に加算した額とする。）の額（西土蔵及び北土蔵にあつ

	<p>ては、当該使用料の額の2割以内において市長が定める額)を徴収する。</p>
--	--

<議案第102号 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例>

堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第13号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(選挙運動用自動車の<u>使用</u>の契約締結の届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(選挙運動用自動車の<u>使用</u>の公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車</p>	<p>(選挙運動用自動車の<u>使用に係る</u>契約締結の届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(選挙運動用自動車の<u>使用に係る</u>公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車</p>

が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 (略)

(選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額)

第6条 (略)

が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用自動車の使用に係る契約の指定)

第5条 (略)

(選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額)

第6条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第9条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額(以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区(市長の選挙にあっては、当該選挙の行われる区域。以下同じ。))におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合
525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310、500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合
27円50銭に当該500を超えるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に262、530円及び310、500円を加えた金額を当

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第9条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき、当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額(以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区(市長の選挙にあっては、当該選挙の行われる区域。以下同じ。))におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合
541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316、250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合
28円35銭に当該500を超えるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に270、655円及び316、250円を加えた金額を当

該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額)

第10条 (略)

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
(選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額)

第10条 (略)

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市委員会が定める。

堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年条例第14号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(選挙運動用ビラの<u>作成</u>の契約締結の届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの<u>作成</u>の公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>7円51銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>5円2銭</u>にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>375,500円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は<u>1銭</u>と</p>	<p>(選挙運動用ビラの<u>作成に係る</u>契約締結の届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの<u>作成に係る</u>公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>7円73銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>5円18銭</u>にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>386,500円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、<u>1</u></p>

する。)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人につき、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第5号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）とする。

銭とする。)

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人につき、前条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第5号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。

**令和4年第4回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表**

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

令和4年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-22-0076

